

令和 7 年度 第 3 回  
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和 7 年 1 月 18 日（木）

午後 1 時～午後 2 時

場所：栃木市役所

3 階 正庁 A

(事務局)

協議会に入る前に、新委員の方へ部長より委嘱状を交付いたします。

栃木市国民健康保険運営委員会委員の公益代表のうち、民生委員・児童委員として選出されていた小林一男氏が、12月の一斉改選により民生委員・児童委員を退任されたことに伴い、18番委員として、栃木市民生委員児童委員協議会連合会から、改めてご推薦をいただきました茅原正男様に令和7年12月18日付けで委嘱をいたします。

(委嘱状交付)

それでは、茅原様より一言ご挨拶いただきます。

(茅原委員より挨拶)

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

本日は、答申書の案と変更後の委員名簿をご用意いたしましたのでご確認ください。

それでは、ただいまから第3回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の会議ですが、小久保会長が所用により欠席のため、職務代理である臼井委員が会長を代行いたしますので、よろしくお願いします。

はじめに、臼井職務代理よりごあいさつをお願いいたします。

(臼井職務代理挨拶)

(事務局)

ありがとうございました。会議を進めます。

会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に「協議会の会議は、会長が議長となる」と規定されておりますので、臼井職務代理にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(臼井職務代理)

それでは、会議を進行いたします。

始めに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。

本協議会の定数は、18名ですが、本日は12名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

(臼井職務代理)

次に、会議録署名者の指名ですが、慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。

17番の菅谷齊委員、1番の湯本康弘委員にお願いいたします。

それでは、次第4の議事に移ります。

始めに、(1) 国民健康保険税率等の見直しについて、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料1、国民健康保険税率等の見直しについてご説明いたします。

初めに「前回の協議について」がありますが、(1)の「保険税率等見直しの考え方（案）について」は、国民健康保険制度を取り巻く現状や本市の現状（被保険者数、医療の推移等）のほか、事業費納付金と財政調整基金の推移等について、報告いたしました。

次に、(2)の「子どもの均等割軽減につきまして」は、本市の状況や他市の均等割軽減の状況等のほか、県の意向、実施にあたっての検討課題等について報告しました。

県は、市町間の不公平を生じる項目のため、統一の対象とはしないと明言しており、市といたしましても、軽減の財源は国において措置すべきであると、国への要望活動を行っております。

次に、(3)の「課税限度額の引き上げについて」は、現行の106万円を地方税法施行令に規定する109万円に改めることについて報告したところであります。

次に、「1. 国民健康保険制度を取り巻く現状」がありますが、平成30年度の国保制度改革により、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、財政運営が都道府県単位とされました。

現在、県は市町ごとの標準保険料率を提示すると伴に、第3期の国保運営方針を定め事務の効率化・広域化を進めております。

次に、(1)の「保険税水準の統一に向けた対応について」は、令和10年度の納付金ベースの統一に向けて、県内の市町間での保険税率、保険税賦課限度額を地方税法施行令に統一すべく、段階的に進めております。

また、次の(2)「その他」ですが、市町の財政調整基金の取扱いについては、第3期国保運営方針に基づき、納付金ベースの統一や収納率・医療費水準などの進捗

を確認しながら、完全統一への移行を具体化する段階で検討が必要とされております。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、納付金と合わせて支援金を納付することとなります。

2ページをお開きください。

2の「本市国民健康保険の現状」でありますと、被保険者につきましては、5年前と比べて約6,300人、加入世帯数は約2,600世帯減少しており、毎年、減少傾向は続いております。

次に、65～75歳未満の前期高齢者の方が、被保険者全体に占める割合は、48.12%と減少はしておりますが、全体に占める割合としましては高い水準を保っております。

次に、医療費の推移につきましては、令和6年度の医療費総額は約132億1,800万円であり、前年と比較しますと7%の減少となっております。

最後に、一人当たりの医療費につきましては、令和6年度 425,252円で前年と比較いたしますと、2.7%の減少であります。

次に、(2)「令和6年度決算確定による状況」でありますが、実質収支額は、約1億8,818万円の黒字であります。

また、現在、各種交付金の積算等をしました結果、令和5年度末よりも約1億6,670万円の減額となり、令和6年度末の基金残高は約27億8,694万円です。

現在、令和8年度の予算編成作業に取り組んでおりますが、今のところ基金から取り崩し額は約7億円と見込んでおります。

次に、3.「保険税率等見直しの考え方（案）」でありますが、下半期になりまして、令和6年度決算の確定後、それに伴う精算等が進みまして、今年度以降における基金の変動等が明らかになってまいりました。ここであらためまして、その状況等を踏まえ、内容を整理いたします。

まず、(1)「基金の取り扱い」でありますと、令和3年度の国保運営協議会答申では、安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額として、予算額の5%程度、約10億円が望ましいとされました。一方で、市や町の基金のあり方については、県の国保運営方針で、納付金ベース統一や収納率・医療費水準等の進捗を確認しながら、完全統一へ移行する段階で検討が必要とされており、具体的な協議については、おそらく令和10年度以降から始まるのではないかと思われます。

次に、(2)の「保険税水準の統一」でありますと、今年度から段階的に市町の保険税水準を近づけていく措置が取られています。そのため、本市の税率につきましては、令和10年度には県が示す標準保険料率に合わせる必要があります。

現在、本市の税率につきましては、県が示す標準保険料率を下回っておりますと、県内25市町中、下から7番目の18位となっております。

(3)「納付金（基金変動）の見込み」でありますと、(ア)の「納付金（一人当たりの納付額）増加の要因」としまして、全体の医療費が増加傾向にあることや、一人当たりの医療費が伸びていること、さらに、令和8年度から「子ども・子育て支援金」が納付金に組み込まれることなど、と見込んでおります。

次に、(イ)の「基金減少の要因」としましては、国保加入者が減少していることによる税収入の減と、本市の税率が、県が示す標準保険料率を下回っていることにより、県へ納付すべき金額に見合う税収とならないことにあります。

さらには、今後の医療費の動向にもよりますが、一人当たりの医療費の急激な伸びが影響し、納付金額が増加することなどが、要因と考えられます。

それらを踏まえまして、次の(4)「基金及び保険税率等見直しの考え方」であります。

基金の変動については、納付金額の増減が大きく関わっておりますが、その推計については、非常に困難であります。

令和7年度は約7億380万円の取り崩しを行う予定であり、令和8年度の予算編成に

必要な財源として、基金を約 6 億 8,200 万円の取り崩しが必要です。その結果、令和 8 年度末の基金残高は、約 14 億 114 万円になってしまう見込みです。

さらに、今後県から示されます令和 8 年度の標準保険料率及び納付金額によっては、基金変動のマイナス幅がさらに広がる恐れがあります。

令和 10 年度の保険税水準の統一まで残り 3 年を切りましたが、基金は増加から減少傾向へ移行したこと、一人当たりの医療費は依然として増加傾向にあること、さらには、令和 8 年度の納付金に「子ども・子育て支援金」が賦課されること等を踏まえますと、令和 8 年度の税率については一旦据え置きとし、基金の変動等を見極める必要があるのではないかと考えます。

また、来年度以降の保険税率等の見直しについては、県から示される標準保険料率に「いつ頃、どのように合わせていくか」等の協議を始める段階にきているのではないかと、考える次第であります。よって、令和 8 年度に令和 9 年度の保険税率を改訂し、令和 10 年度の納付金ベースの保険料との格差が広がらないよう調整したうえで進めてまいります。

続きまして、「4. 子どもの均等割軽減」についてでありますが、令和 7 年 11 月 25 日に開催されました社会保障審議会医療保険部会におきまして、現在未就学児を対象に実施しております軽減措置を高校生年代まで拡大する方向で検討を進め、予定では令和 9 年 4 月から施行の予定であるとのことです。

次に、「5. 課税限度額の引上げ（案）」についてでありますが、

本市の課税限度額の改正につきましては運協や議会の審議を経て、現状では 1 年遅れで対応しておりますが、制度全体の安定化や中間所得者層・低所得者層の負担上昇を抑制する効果があること、国や県からも勧奨があること等の理由から、地方税法施行令改正施行と同時に改正することをご提案させていただきます。現行 106 万円でありますが、令和 7 年改正案として 109 万円となりまして、令和 8 年には 110 万円への改正となります。

次に、資料 4 ページから 5 ページにかけての「標準保険料率」から、「子ども子育て支援金」についての記述につきましては、前回の運営協議会でお示しいたしました資料となります。

標準保険料率につきましては、県が示す令和 7 年度の標準保険料率と現行の税率を比較としまして、4 ページの一番下の表となります、所得割で 2.01%、均等割りで 15,391 円、平等割で 5,175 円の乖離があります。

次のページです。「(1) 国保事業費納付金総額」につきましては、県の財政調整基金が栃木市においては約 8,150 万円が活用され、減額調整が行われましたが、令和 6 年度との比較では、約 2 億 4,319 万 9 千円の増額となっております。

次の「(2) 被保険者一人当たりの負担額」では、令和 7 年度の負担額が 168,314 円となり、前年度との比較では 10,292 円の増額となっております。

最後となります「(3) 子ども・子育て支援金制度」につきましては、令和 8 年度からの賦課となります。国保加入者一人当たりの支援金が月額 250 円と試算されております。

本日は、この資料の他に、これまでの説明内容の参考資料として、3 点の資料をご用意いたしました。

まず、1 点目ですが、「国民健康保険制度の取組強化の方向性」として厚労省から示されました資料となります。

国が、国保制度の取組強化の方向性を提案しているもので、子どもの均等割り負担軽減、保険料水準の統一に向けて、財政安定化基金の柔軟な活用、地方分権提案において支障事例が報告されている資格喪失日の運用の見直し等についての説明となります。

先程、資料中の説明でありました負担軽減対象年齢を高校生まで拡大することについても、こちらの参考資料で説明しております。

参考資料の 2 点目ですが、A4 の 1 枚に両面印刷されております、子ども・子育て支援金制度の説明資料となります。

こちらは、現在、こども家庭庁から出ております最新の説明資料です。制度に関する Q&A や支援金が活用される事業の案内です。こちらの情報につきましては、この会議後に、市ホームページにもアップさせていただきます。

最後に、「国民健康保険の保険料の賦課限度額について」の説明資料です。こちらも厚労省が作成しております。

イメージ図の右手、②のように、賦課限度額を引き上げることで、確保すべき保険料収入額が増額した場合でも、中間所得層の負担に配慮した設定が可能になります。次のページ以降では、課税限度額の推移、考え方、見直しの経緯、令和 8 年度の引上げについて説明をしております。

これらを踏まえましたが、本日お配りいたしました、

答申（案）となっております。答申（案）を読み上げますのでご覧ください。

#### 国民健康保険事業運営について（答申）

令和 7 年 7 月 11 日付栃木市保第 188 号をもって諮問のありました国民健康保険事業運営について次のとおり答申いたします。

その下、国民健康保険は、国民のだれもが必要な医療を受けられるよう、国民皆保険体制を支える基盤として、健康水準の向上に寄与している。しかし近年、被保険者の高齢化率の上昇や医療技術の高度化等により、一人当たりの医療費の増加や保険税の負担額の低い無職者や低所得者が増加しているという制度の構造的問題を抱えており、多くの自治体で厳しい財政運営となっている。

本市においても、被保険者数の減少に伴う課税額及び保険料収入の減少など、国保を

取り巻く環境は、より厳しさを増して行くことが想定される。また、県が決定する国保事業費納付金が増額傾向であることも勘案すると、保険税水準の統一に向け、保険税収納率の向上は必要不可欠である。

よって、国保の健全化に向けた取組や保険税の税率等の見直しについて、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得た。としました。

次のページをご覧ください。

【結論】として述べておりますが、1から3につきましては、先ほどご説明したとおりであります。

4の付帯意見といたしまして、

(1) として、国保事業費納付金をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増え、令和8年度からの「子ども・子育て支援金制度」は保険税と合わせて応分負担となること、さらに、納付金ベースを令和10年度までに統一することから、来年度も保険税率の見直しを検討する必要があること。

次に、(2) は、国保財政の健全化及び負担の公平を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること。

(3) は、基金の取扱いについては、県の方針が決定していないため、不測の事態に備えた活用の余地を残しておくこと。

最後に、(4) は、被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制を図るため、データヘルス計画に基づく生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業の推進に努めること。といたしました。

説明は以上となります。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見・ご協議等をどうぞ、よろしくお願ひいたします。

(臼井職務代理)

ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等がありましたらお願ひいたします。

(A 委員)

よろしいですか。

まず、資料の2ページの本市国民健康保険の現状で、(1)に医療の高度化に伴い一人当たりの医療費が増加傾向にあると書いてありますが、そのすぐ下に、一人当たりの医療費が前年度比2.7%減と記載されていいます。

これは、5年単位で見れば上がっているとか、そういうことでしょうから、それを比較に入れないと増加傾向にあるということがわかりにくくなります。

だから、令和6年は減っているけれど、例えば令和2年や3年から継続的に見れば上がっているというような、そういう配慮が必要ではないでしょうか。

それと、同じく(2)基金の取り崩しのところで、実質収支は黒字となっていますが、これは基金の取り崩しを入れたから、黒字ということですよね。

それを入れないと、黒字なのにどうして基金を取り崩すのかという話になってしまいます。つまり、基金から入れた分を合わせてこれだけの黒字で、来年度も推定すると(基金から)これくらいの額を入れて黒字にすると。そういう予定とこれくらい取り崩さないといけない、という説明にしないとわかりにくいと思います。

現実的に基金が減ってくるということはわかりますけれど、どうしてという説明のための資料なので、もう少しわかりやすくしていただきたいなと思います。

それと、答申の2段目です。

「また、県が決定する国保事業納付金が増額傾向にあることも勘案すると、保険税率の統一に向け、保険税収納率の向上は必要不可欠である」。これに税率を上げるということも入れないと駄目ではないでしょうか。

収納率だけ上げるというふうに取れますよね。

税率を上げると共に、保険税収納率の向上にも力を入れるというような文言にしないと、収納率が悪いからお金が足りないように受け取れます。

あと、子ども・子育て支援金が賦課されるのは決まっているので、それが入るから税額が上がる。これは、税額としてあげるのですか。別途徴収するわけではないですか。

(臼井職務代理)

事務局の説明をお願いします。

(事務局)

まず、先ほどのご指摘の部分については、修正をいたしたいと思います。ありがとうございます。

次に、先ほどご質問の子ども・子育て支援金につきましては、保険税と一緒に徴収をするという形になります。

(A 委員)

納付書に均等割何円、何々割が何円というふうに書いてあって、総額が出ますよね。

その枠に、個別に子ども・子育て支援金分、と載るわけではないのですか。

(事務局)

納付書について、子ども・子育て支援金欄を設けまして、金額や何人分というような納付書を作ることにはなるのですが、まだ国から明確な様式が示されておりません。ですので、そうなる予定だということでご説明させていただければと思います。

(A 委員)

国民健康保険税の税率が上がるわけではなくて、子ども・子育て支援金の分が追加されるということでしょう。それは明確にしないと。

子ども子育て支援金についてはいろいろな意見もあるし、批判も出ています。

だから、子ども子育て支援金が一緒に入っていて、総額で出されてしまうよりは、きちんと別個に分けて書いてある方が良い。

税額が上がっているわけではなくて、国が決めたから子ども子育て支援金が賦課されるということを明確にしないと、ステルス値上げしているみたいな感じになってしまいます。

被保険者に説明するのであれば、税率を上げなくてはいけなくて申し訳ないけれど、さらに子ども子育て支援金の分もありますというのが筋でしょう。子ども子育て支援金があるから税率が上がるような書き方になっていますから、そこは違うと思います。

(事務局)

はい。ご意見いただきました通り、表現については注意して表記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

参考までに、納税通知書は来年から全国標準化されて、全国統一様式になります。

その中で、もしわからぬものがあれば、チラシ等をつけて、わかりやすい形をとりたいと思います。

(臼井職務代理)

以上の説明でよろしいでしょうか。

(A 委員)

はい。

(臼井職務代理)

他にご意見ご質問ありますか。

では、ほかにご意見ご質問等がなければ、国民保険税率の見直しについては、原案の通り承認することについて、ご異議ありませんか。

ご異議ないようですので、本件につきましては一部文言の修正をした上で、原案の通り承認し市長に答申いたしたいと思います。

続きまして、(2) その他ありますが、事務局から何かございますか。

(事務局)

先ほどの答申案のですが、一部修正等ございますので、早急に訂正した上で、郵送で送らせていただきたいと思います。

ご意見等あったときには、同封の返信用封筒で返していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、次回の会議につきましては、2月を予定しております。

1月中旬くらいのご案内になるかと思いますので、その際はよろしくお願ひいたします。以上です。

(臼井職務代理)

委員の皆様から何かございましたらお願ひいたします。

ご意見等がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。拙い進行で申し訳ありませんでした。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。